

いつもお世話になっております。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。  
秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## ～トピックス～

1. 消費税の基本 免税事業者とは？
2. 税務カレンダー（2022年12月税務）
3. デジタル給与解禁
4. 一括償却資産の算入のタイミング

## 消費税の基本 免税事業者とは？

### ◆納税が免除される・されない条件

事業者が国内で課税資産の譲渡等を行う場合、個人、法人を問わず消費税の納税義務者となります。しかし、消費税を計算して申告納付する事務は煩雑であり、税務署にとっても負担がかかるので一定の配慮がされています。次の要件に該当する事業者は、消費税の納税義務が免除されます。

- ・前々年、前々事業年度（基準期間）の課税売上高が1000万円以下
- ・前年 1月～6月、前事業年度開始日から6か月間（特定期間）の課税売上高（又は給与等支払額）が1000万円以下
- ・個人事業者の開業年度とその翌年
- ・資本金1000万円未満である新設法人の設立1期目、2期目の事業年度 など

反対に次の場合に課税事業者となります。

- ・基準期間の課税売上高が1000万円超
- ・特定期間の課税売上高（又は給与等支払額）が1000万円超
- ・資本金 1000万円以上である新設法人の設立1期目、2期目の事業年度 など

### ◆免税事業者も課税事業者になれる

免税事業者は、仕入れ等にかかった消費税額の控除ができないので、課税売上に係る消費税額よりも、課税仕入れ等に係る消費税が多い場合でも、還付を受けることができません。課税事業者になるためには「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。

例えば輸出業者の場合、輸出に関して消費税はかからないので、仕入れの消費税額の方が経常的に多いため、課税事業者になって還付を受けた方が有利になるわけです。

### ◆インボイスによって対応を迫られる？

令和5年10月1日から始まるインボイス制度では、今まで可能だった免税事業者への「仕入れで払った消費税」の仕入税額控除ができなくなります。免税事業者自身については今までと変わりはないのですが、免税事業者から仕入れがある課税事業者については、そのままの取引内容では納める消費税が高くなります。

ただし、経過措置があり、制度実施後3年間は免税事業者からの仕入れは消費税相当額の8割、その後3年間は5割を仕入税額控除できることとなっています。

## 2022年12月の税務

12月12日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（当年6月～11月分）の納付

翌年1月4日

●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

## デジタル給与解禁、新しい給与振り込みの形とは



給与といえば、銀行振り込みが一般的ですが、来年度以降は「〇〇ペイ」といったデジタルマネーで給与を受け取れるようになります。具体的には、PayPayや楽天ペイなど、スマートフォンのアプリを用いて決済の口座を開設すると、そこで給与が受け取れるようになります。

現状、労働基準法では、原則、給与は現金払い、省令で銀行口座への振り込みが認められています。現行の法律では、デジタルマネーは現金の手渡しや口座振り込みに該当しないので、給与の支払いに対応できません。近年のキャッシュレス化に対応できるよう、今回の省令改正でデジタル給与での支払いが可能になった次第です。

厚生労働省は制度の開始に向けて意見募集（パブリックコメント）を行い、11月に改正された労働基準法の施行規則（省令）を公布する予定です。もちろん、すべての企業と従業員が強制的にデジタル払いに対応しなければならないわけではありません。企業は従来通り、銀行口座への振り込みを選ぶことも可能です。

また、賃金を受け取る側（従業員）の同意を得た場合のみ、デジタル給与が可能となります。従業員は従来の支払い方法の継続を希望することも可能です。さらに、給与の一部をデジタルマネーで、残りを銀行口座に振り込むといった選択もできるようになる見通しです。

デジタル給与のメリットは、人手不足の解消にもつながることが一つとしてあります。現状、外国人労働者や日雇い労働者などは銀行口座を開設しにくい場合があります。こうした人たちでも、デジタルマネーならば、スマホでアプリをダウンロードして口座を開設すれば給与の支払いが可能になるので雇用しやすくなります。



## 一括償却資産の損金(必要経費)算入のタイミング

### ◆一括償却資産とは

パソコンなどの器具及び備品その他減価償却資産を取得した際に、取得価額が30万円未満の少額である場合には、法定耐用年数より短い期間で損金（法人税）・必要経費（所得税）（以下、“経費”とします）にできる規定があります。

（1）10万円未満の場合は消耗品等として取得時に全額経費となります。

（2）10万円以上20万円未満の場合は、一括償却資産として3年間の定額償却にできます。※下記（3）の選択も可能です。

（3）10万円以上30万円未満の場合は、300万円を限度として全額経費にできます。ただし、これは中小企業等のみに適用です。

取得価額10万円以上20万円未満の資産で耐用年数よりも短い期間で経費にできるのが「一括償却資産」です。この制度は中小企業等以外の法人も使えます。金額の上限もありません。

### ◆一括償却資産のメリットとデメリット

一括償却資産のメリットは、3年での定額償却ですので、個々の資産の本来の法定耐用年数の確認をする必要がなくなります。また、本来の耐用年数よりも早く経費にすることができます。さらに、一括償却資産は償却資産税の申告対象から外れますので固定資産税が掛かりません。

一方のデメリットとしては、3年の償却期間中に資産を滅失・譲渡した場合でも、未償却額残高を損金算入することができないことがあります。すなわち、減価償却を打ち切れないため、帳簿からその資産を取り除く処理ができません。

### ◆途中で売却や除却をしても償却期間は3年

資産を売却したり除却した場合には、通常は、その資産の帳簿価額（＝取得価額からそれまでの減価償却費を控除した残額）を売却原価もしくは除却損として計上します。しかしながら、一括償却資産としたものに対してこの処理をするのは間違いとなります。その資産がなくなったとしても会社の帳簿上には未償却の残額が残り、あくまでも36か月（3年）かけて経費にすることになります。

ただし、会社が解散して清算に入り、残余財産が確定した場合には、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の時における一括償却資産の金額が事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとなります。残余財産が確定するとその先はありませんから3年縛りは適用されません。

### 年末年始休業のお知らせ

恐れ入りますが  
令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）は  
年末年始の休業とさせていただきます。  
令和5年1月4日（水）より通常営業いたします。  
よろしくお願いいたします。